

令和6年度
第2回 江東区こども・子育て会議
会 議 録

令和6年7月8日

○出席者（敬称略）

○委員（◎会長 ○副会長）

氏 名	所 属 団 体 等	
◎鈴木 秀洋	学識経験者	日本大学大学院危機管理学研究科教授 日本大学危機管理学部教授
宮原 満	福祉関係者	江東区公私立保育園園長会会長 （亀戸浅間保育園 園長）
山田 不二子	福祉関係者	医師 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事 長
田村 満子	〃	NPO法人こどもの発達療育研究所理事長
秋山 三郎	〃	NPO法人東京養育家庭の会川の手支部 ホームスタート こうとう 代表
石村 あさ子	保健関係者	公益社団法人東京都助産師会江東地区分会会長
内野 成浩	教育関係者	私立幼稚園協会会長（神明幼稚園 園長）
北島 千絵	地域活動関係者	主任児童委員
三堀 大介	〃	

○区職員

役 職 名		氏 名	備 考
こども未来部長		堀田 誠	
地域振興部	青少年課長	篠碕 修	
障害福祉部	障害者施策課長	小林 愛	
〃	障害者支援課長	工藤 充	
生活支援部	保護第一課長	干泥 香	
〃	保護第二課長	石黒 貴根	
〃	生活応援課長	根本 将司	
健康部	保健予防課長	吉川 秀夫	
こども未来部	こども家庭支援課 長	鳥谷部 森夫	
〃	養育支援課長	桑畠 麻未	
〃	保育政策課長	渡邊 明雄	
〃	保育支援課長	神山 大輔	

〃	児童相談所開設準備担当課長	加納 正裕	
〃	こども政策推進担当課長	西 博	
教育委員会事務局	学務課長	佐久間 俊育	
〃	教育支援課長	木内 苗津子	
〃	地域教育課長	大田 修一	

○欠席者（敬称略）

○委員

氏 名	所 属 団 体 等	
○内藤 知美	学識経験者	田園調布学園大学子ども未来学部教授
井元 まどか	公募委員	

○区職員

役 職 名	氏 名	備 考
教育委員会事務局	指導室長	金指 大輔

<傍聴者>

2 名

【会議録】

○こども政策推進担当課長

開会に先立ちまして、事務局から事務連絡をさせていただきます。

本日の会議についてですが、内藤副会長と井元委員より欠席のご連絡をいただいております。次に、出席理事者については、指導室長が公務のため欠席となりますので、ご報告いたします。

続いて、資料についてですが、委員の方には今回も紙資料を机上に配布しております。封筒の中身をご確認ください。区理事者につきましては、ペーパーレス化を推進するため、ご持参いただきましたPC端末にてご確認くださいませようをお願いいたします。また、机上に委員名簿などを格納したクリアフォルダー等を配布しております。資料は次回以降も使用するため、会議終了後にお持ち帰りにならないようお願いいたします。

次に、委員の方の封筒には本日の委員謝礼金の請求書の用紙も配布しておりますので、所定の欄に記入押印いただき、本日の会議終了時に事務局までご提出くださいますようお願いいたします。

なお、記録のために写真撮影と録音をさせていただきますのでご了承ください。また、会議の議事録につきましては、委員名と発言内容が公開されます。議事録作成のため、発言の際には氏名を述べていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、本日、傍聴を希望される方が2名いらっしゃいます。本日の会議については公開として傍聴を受け付けておりますので、ご報告申し上げます。なお、傍聴者は既に傍聴席についておられますので、よろしくお願いいたします。

ご案内が長くなりましたが、事務連絡は以上でございます。それでは、ここからの進行は鈴木会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○鈴木会長

おはようございます。それでは、令和6年度第2回江東区こども・子育て会議を開催いたします。本日の会議であります。お手元の資料の式次第にのっとって進めさせていただきます。また、傍聴の方が2名いらっしゃるということです。傍聴券に取り扱いについて規定してありますので、それに基づいてお願いいたします。

それでは、次第2の議題（1）「（仮称）江東区こどもの権利に関する条例案の概要について」、事務局より説明をお願いいたします。

○こども政策推進担当課長

まず、本日の資料についてご説明します。資料1-1が条例制定の基本的な考え方、資料1-2がアンケートやワークショップで出てきたこどもの意見の一覧、資料1-3が、日本ユニセフ協会がまとめた「子どもの権利条約」の資料、資料2が条例案の概要となります。なお、今回の条例案の概要を文章化した場合をイメージしやすくするため、机上に参考1としてお配りしています。また、委員の皆様には、会議終了後に質問や意見を出したい場合にご利用いただく質問シートをお配りしています。後ほど事務局より皆様宛てにメールでこちらのファイルをお送りいたしますので、会議終了後にお

気付きの点がございましたら、質問や意見をご記入の上、7月10日の正午までにメールにてご提出いただきますよう、よろしくお願いします。

説明は以上でございます。

○鈴木会長

ありがとうございます。それでは、今日の議題はこれ1本ですので、この議題に関して質問またはご意見がございましたらお願いしたいと思います。そのときは資料の何番目とか、どこどこと言っていただければ分かりやすいので、提示して質問・ご意見をお願いします。

○こども政策推進担当課長

資料について一括で説明させていただきます。

まず、資料の中の「こども」の表記について、区が作成する部分については平仮名で統一していますが、固有名詞やこどもたちからの意見については、一部漢字を使っている箇所がありますことをご了承願います。

それでは、資料1-1をご覧ください。「（仮称）江東区こどもの権利に関する条例制定の基本的な考え方について」です。まず、「1 条例制定の背景」についてです。昨年4月に施行されたこども基本法に、子どもの権利条約の精神にのっとり、こども施策を総合的に推進すること、及び、地方公共団体の責務として、区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定すること等が規定されています。国の動きなども踏まえ、本区としてもこどもまんなか社会の実現に向け、子どもの権利条約の考え方に沿って区の姿勢を明確に示す必要があると判断し、昨年度よりこどもの権利に関する条例の制定のため、アンケート、ヒアリング、ワークショップにおいてこどもの意見聴取等の取り組みを進めてきたところです。また、昨年度に実施したこども計画策定に係る調査でも、こどもの権利を「よく知っている」と回答した人の割合が複数の調査項目において1～2割程度だったため、こどもの権利の認知度を向上させていくことも必要であると考えているところです。

次に、「2 基本的な考え方」です。条例の内容については子どもの権利条約をベースとして、網羅的に条文に入れています。また、昨年度実施したアンケートとヒアリング、及び、今年度5月に実施したワークショップで出てきたこどもの意見については、前文や権利の各規定に要素を中心に条例内に盛り込んでまいります。

次に、資料1-2をご覧ください。こちらはアンケート、ヒアリング、ワークショップで出てきた主な意見です。同趣旨の意見については1つにまとめております。表の真ん中の列に、こどもの意見を基本的に原文のまま載せております。また、表の左側の列に子どもの権利条約の関係部分、表の右側の列に条例での反映予定箇所、こちらはこのあとに説明する資料2における掲載部分を記載しております。

まず、1ページ上段に載せているアンケートについてですが、こちらは区にあったらいい場所として、公園などの遊びに関する意見が最も多く、そのほかに、差別がない場所、相談できる場所についての意見などがありました。1ページ下段から2ページにかけては、こども発達支援センターやブ

リッジスクールなどで28名に対して実施したヒアリングで出てきた意見です。少数意見ではありますが、いじめや障害、遊び関連の意見がありました。

次に、3ページをお開きください。こちらの下段ですが、これはワークショップで出てきた意見です。「どんな社会になるといいか」という質問について、多かった意見としては、差別がない平等な社会、こどもの意見が尊重される社会、こどもへの配慮がある社会、個性が認められる社会などの意見がありました。

次に、資料1-3をご覧ください。「子どもの権利条約」の資料です。本区の条例ではこちらの条約全体を網羅する形の構成としております。この資料ではアンケートやワークショップ等で出てきたこどもの意見を参考に、条例に反映させる予定のものを黄色枠で囲んでおります。

次に、資料2をご覧ください。「(仮称)江東区こどもの権利に関する条例案の概要について」です。条例案の名前につきましては、現時点での仮称ではございますが、このような形で記載させていただいております。

まず、「1 前文」ですが、こどもは1人の人間として権利の主体であること、大人はこどもにとって最も良いことを第一に考えることなどを示し、最後に、これら全てを踏まえ、区がこどもの健やかな育ちを支えていくことを宣言しています。

次に、「2 目的」ですが、こどもの最善の利益を尊重するための基本理念を定め、こどもを取り巻く関係者の責務や役割を明らかにし、こどもの健やかな育ちを支えていくことを目的としております。

次に、「3 定義」ですが、(1)のこどもは、こども基本法やこども大綱の趣旨を鑑み、18歳や20歳などの年齢で必要なサポートが途切れないようにするため、18歳未満だけではなく、その他に権利を認めることがふさわしい人も対象としています。(2)の保護者は、こどもの親だけではなく、里親等、親に代わりこどもを養育する人も含めます。(3)の区民は、区内に在住、在学する人や、区内で活動する団体及び事業者なども含めます。(4)の育ち学ぶ施設とは、学校や保育園などのこどもが活動するために利用する施設のことを指します。

次に、「4 権利」ですが、こどもの意見で多かったもの、意見が少数、もしくは、なかったとしても守られる必要がある権利について、「(1)安心して生きる権利」「(2)自分らしく育つ権利」「(3)自分の意見を表明し、参加する権利」「(4)守られる権利」などの4つの区分に例示しております。

次に、2ページの5です。こちらは、区、保護者等の関係者の役割についてです。それぞれの立場からこどもの権利が守られるよう努めるとともに、保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者は、そのために必要な支援を受けることができることを示しております。

次に、ページ中段の「6 こどもの意見等の表明および参加」ですが、区、保護者等の関係者はこどもの意見等の表明と参加を促すため、必要な支援を行うように努めることなどを示しております。こちらはこども基本法の基本理念第3条でも、こどもが関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、及び多様な社会活動に参画する機会が確保されることが明記されております。

次に、「7 こどもの権利を守るための取組」ですが、区、保護者等の関係者は、こどもの権利が守られていない状態について、早期に発見し回復に努めることなどを示しております。

最後に、「8 普及啓発」では、区はこどもの権利の普及啓発を実施するとともに、こどもの権利について主体的に学ぶ機会の創出に努めることとしております。

今後のスケジュールですが、前回の会議では、次回の第3回会議では計画のみを議題とすると説明しておりましたが、条例制定を滞りなく進めるため、スケジュールを前倒す方向で変更し、本日の会議でいただいた意見を参考に修正したものを、次回、8月5日に予定されている会議の冒頭でもお示ししたいと考えております。

最後に、今回の案についてですが、本日欠席の内藤副会長より、「前文に『生まれながらに』という表現はあるものの、0歳から権利があるということがより分かりやすくなるように、表現等を再検討してほしい」というご意見をいただいております。こちらについては、区で再度表現等を検討したいと考えております。

条例案の概要の説明については以上となります。

○鈴木会長

ありがとうございます。自分は読んでいたので、先ほど先走ってしまいました。皆さんからご質問、ご意見をいただければと思います。

○山田委員

立て付けですけれども、普及啓発が最後のほうに入る形になっているのですが、権利とは何ぞやということが分からないと、結局、それを意見表明したり実践したりというのが難しいです。こどもの権利とはいったい何であるかということを、こどもにも保護者にも区民にも知ってもらおうという前提がないと、この実現は難しいのではないかと思いますので、これが一番最後に置かれているのは、私としてはしっくりきません。普通、条例はこういう立て付けになるものですか。

○こども政策推進担当課長

条例上の立て付けは、最初ではなく後半部分に記載されているケースが多いです。ただ、今、山田委員がおっしゃったように、まずはこども、区民、関係者に知らしめることは必要です。こちらの条例の施行は4月1日を予定しており、そこに合わせてスケジュールを今後調整しますが、区報やSNSなどを通じて、この条例の具体的な内容について分かりやすく解説した情報提供をしたいと考えております。

○山田委員

私が言っているのは、条例の内容の啓発ではありません。こどもの権利とは何ぞやということの教育・普及啓発が大前提で、それがなかったら意見表明も何もできず、こどもの権利を守っていくこともできません。こどもの権利とは何ぞやという啓発が大前提なのではないですかということを申し上げているのであって、条例を作りましたという広報の話ではないです。

○こども政策推進担当課長

今ご意見をいただいた、権利の内容などを伝えていくということは大事だと思います。それについての具体的な動きについては、今後検討していきたいと考えております。条例の内容についても、書き込む内容についても、再度検討していきたいと考えております。

○こども未来部長

山田委員のご指摘はもっともかと思います。そもそもこどもの権利とは何ぞやという一番の命題があって、それについて守っていくのですよ、区としてもきちんと啓発活動に努めていくのですよというものがとても重要だというのは、本当におっしゃるとおりだと思っておりますが、一般的な条例の体制としたときには、最初に目的や権利の中身があって、最後に、例えば、ではそれを区としてどう進めていくかといったような内容になるのが割と一般的という気がします。例えば前文の中に、今、委員がおっしゃったような、こどもの権利が何なのかとか、それについて、ではどうやっていくのかということを書き込むという方法ではいかがでしょうか。

○山田委員

それは普及啓発の方法に聞こえます。もっと端的に言うと、こどもに「あなたは権利を持っています、その柱として4つの権利があって、それをどうやって実現していくのか。その権利を主張していいのですよ」という、その教育なくしてこれの実現はできないので、こどもに権利があるということはどう教えてあげるのか、伝えてあげるのかというところは、権利条例の中核になるのではないかな。ほかの権利条例を見てもいつもそう思うのです。何か後付けのようで、権利の主体者であるこどもに、自分に権利があるということが伝わらなかったら、いくら周りが守っても、こどもが「いやいや、それ、いりません」と言ってしまったら、結局、ちくはぐになるので、こども本人が権利を知るということをもう少し、1つの条文立てしてでも入れないといけないのではないかな。

というのは、性教育をきちんとやれと、この会議でも何年もずっと言い続けているのですけれども、そうしたときに、もちろん生殖教育もあるけれども、自分の性や体を守るというためにも性教育が必要だと。すなわち、性教育は生殖に関する教育だけではなくて、人権教育の部分が非常に大きな柱になっている。ということは、このこどもの権利に関する条例と密接に関係するのです。そのことをいろいろ、子どもの虐待防止学会などで議論していると、日本の教育で権利に関する教育はどうなっているかという、文部科学省が、1999年だと思いますが、間違っているかもしれませんが、権利に関する教育の法律を作っているのですけれども、それは他者を差別しないようにとか、他者の人権に配慮するようにといった、周りの人の人権を守りましょうという道徳教育や倫理教育はきちんと法律に定められているけれども、自分で自分の権利を守っていいという教育は、日本の教育でほとんどなされていないのです。それをしない限り、こどもの権利を守っていくというのはお題目にしかありません。

こども自身が権利を持っているということをもっと教えてあげるか、教えると言うと上から目線だけれども、知ってもらう手だてというのは、こどもの権利条例においては中核になるので、最後

にお供え物のようにして「ここを啓発しましょう」と言うのでは全然足りないのではないですか。私たちは人生の中で自分が権利を持っているということを知ることができるけれども、こどもたちは教えてもらわなければ知ることはできないと思います。

○こども政策推進担当課長

そこについては保育も関係してきますが、持ち帰って、教育委員会などと連携して協議したいと考えております。

○鈴木会長

今、山田委員が話されていたのは、作りの問題です。条文では、8条などで区の役割、保護者や区民の役割があります。法律の専門家として話をすると、これは通常の条文の作りだと思います。権利があります、それを守っていくためにいろいろな関係機関の役割がありますという意味で言うと、その立て付けどおりの条文構成なので違和感はないのですけれども、山田委員が話されたように、それで今まで守られていないではないかと。むしろ、こどもの権利に関する条例、プラス、大人がその権利の環境をきちんと積極的につくって教育していくみたいなところをきちんと入れ込むような形で、義務とか、それを実行する主体のところを強調するような条例の作りがあるのではないかと。という問題提起ではないかと思っています。

それはありなのではないかと思っています。構成を変えるとか、江東区として今までのとおりではこどもの権利は守られませんね、誰が守っていくのですかといった話で言えば、その辺の実効性を確保するために、大人側がやっていかなければいけないし、保育園なり学校なりの現場でそれを実現できるような人材の育成もそうだというようなところを、表題からめいっぱい書き込めないかと。最初の作り込みの問題として、ほかの権利条例と少し違って来るかもしれないですけれども、そこを強調という問題提起ではないかとお受けしました。それは重要な問題提起と思って聞かせてもらいました。

○山田委員

啓発の部分を最後に置くのが通常の条例の立て付けだと言いますが、児童虐待防止法は第2条で児童虐待を定義して、第3条で「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」、あと、国・地方公共団体の責務が書かれていて、そこにも大きく普及啓発が入ってくるのです。このように定義をしても、その定義が知らしめられないことには虐待からこどもを救うとか、虐待を見つけてあげるということはできません。別に、定義のすぐあとに普及啓発の必要性を書くこと自体が常識から外れているとは思えません。それをせずして施策をしますというのは、どのようにしてやるのかという気がどうしてもしてしまいます。

○こども政策推進担当課長

構成については再度検討したいと思います。

○鈴木会長

普及啓発という言葉ではないのかもしれないと思います。普及啓発と使うと、その作ったものをどうしようかという話なので、山田委員が話している話は、違う言葉にするといいのではないかと。

○山田委員

そうです。だから、条例の普及啓発の話をしているのではなくて、こどもの権利をきちんと知ってもらうことが施策の柱で、大前提ではないですかという話なのです。

○鈴木会長

では、秋山委員。

○秋山委員

少し別の観点から。この参考1を見せていただきましたが、少なくともこどもが読んで分かるようにするためには、まずルビを振る。それから、こどもが分かるような表現をもっていくという姿勢がまずなければいけない。これでは大人が読むものであって、しかも、ある程度法律とかそういったことを分かる人でないと分からない部分がものすごく多いと思います。こどもが読んで分かるようにといった視点がなければ、先ほどから山田委員がおっしゃっているように、こどもが「僕たちの権利っていったい何なの？」となります。それさえ理解できないような条文を作っても、それは大人の勝手でしょうということになると思うのです。ですから、その姿勢を全員で改めて、もっとこどもが分かるような形にもっていこうということを、この場で、皆さんで意思統一していただきたいというのが1つです。

それと、もう1点。いろいろな権利について、第2条が言葉の意味であり、3条で大切な権利で、権利が列記されているけれども、先ほど山田委員がおっしゃっているように、こどもたちにこういう権利があるのだということを、一つ一つ丁寧に分かってもらうにはどうしたらいいかということ、もう一度考えていただきたいです。このままではただ逐条的に列記しているだけで、果たしてこどもたちにとって響くのか。

それともう一つ、別の観点で、私たち里親はここで言う保護者の中に含まれるわけですがけれども、保護者も、育ち学ぶ施設も、いろいろな意味で江東区のこどもの権利を守るためには、こどもたちを支え育む大人たちの支援も必要なのです。そのために、区もみんなでこどもを支えるためにいる周りの大人も一緒に支えるのだという姿勢を明確に打ち出していきたい。私たち里親も、もちろんこどもたちも支えるのだけれど、私たちも支えてもらう存在なのだとすることを明確に意思表示したいと思います。

○山田委員

秋山委員のご意見に全面的に賛成です。特に第1点は、私もこれを読んだ時に「なんじゃ、こりゃ。

これはこどもが読んでも分からんぞ」というのがものすごいファーストインプレッションでした。もっとこどもが読んで使えるものにしなければ、こどもの権利に関する条例にはならないと思うので、ほとんど全文書き直しという気がしないでもないです。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。こどもが分かるようにということですが、ご指摘のとおり、ルビを振ったり、あとは、こどもが分かるような表現でこどもたちに見せることは必要だと考えております。ただ、これは条例本体の話で、これだけでこどもに伝えようとしているわけではないことはご理解いただければと考えています。ただ、秋山委員もおっしゃったように、ルビを振ったり、分かりやすい表現というのは重要なポイントだと思いますので、これについては条例施行に併せて何らかの資料を作成することを考えております。

2点目の、こどもたちに分かってもらえるような工夫ですが、これも同じようなところであると思います。学校などで伝えていくというのは、教育委員会などとも連携して考えていく必要があるかと考えています。

3点目の、周りの大人たちの支援も必要ということを明確に示す点ですが、これについても、区民全体、地域全体、学び育つ施設の関係者も含めて、全員でこどもたちを支えていくことが条例の中にも書いています。ただ、伝え方については再度工夫が必要ではないかと考えておりますので、検討していきたいと考えています。

○秋山委員

逐条のことはいいのです。ただ、やはり前文が大切だと思います。この条例で区と周りの大人たちはあなたたちの権利を尊重するのだという意思が、この前文ではまだまだ伝わらないと思います。だから前文を、このように短く難しい言葉ではなくて、もっとこどもたちに分かりやすく、きみたちはこういう権利もあると示すべきです。後ろの逐条でもう一回出てきてもいいので、もっと丁寧に、きみたちはこういうふうに守られて、将来を担う大切な存在なのだといったことが分かるような前文をもう一度考えてほしいし、また、我々もそのように考えていくべきだと思っています。

○山田委員

私が言った「ぜんぶん」は、前の文の話ではなくて全部の文の話です。前文が分かりやすくあるべきというのは、秋山委員がおっしゃるとおりなのだけれども、逐条のほうも、補助資料を作るからいいのだ、大人が分かる言葉でいいのだということにはならないと思います。こどもが読んで分かるように書かなければ、こどものための権利条例にはならないので、やはり逐条のほうもきちんとこどもに分かる文章に変えてほしいと思います。

○こども未来部長

お二人のご指摘はごもっともだと思います。ほかの区の条例などでも、一部の所は非常に柔らか

い、こどもが読んでも、多分小学生でも理解できるのではないかという書き方で書いている所もご
ざいます。その辺も参考にした上で、どういう書き方にすればいいか、もう一度事務局のほうで考
えさせていただきたいと思います。

○鈴木会長

今のことに関連して、どこまで分かりやすくするのかについて、お二人の意見を聞いた上での新
たな提言ですが、例えば日本国憲法は英文と日本語の両方が正文なのです。そういう話で、こども
といっても小学生なのか保育園生なのかで全部違うので、例えば高校生レベルで、ルビを振って分
かりやすい文章にして、それが分かりやすいのかというと、分かりづらいという子もいろいろな所
でいるのです。だとすると、1つの案として、教科書でもありますけれども、幾つかのパターンを全
部正文にして、小学生バージョン、中学生バージョン、高校生バージョンで、同じ文なのだけれど
もかみ砕いていって、言葉を足してというような形で、江東区で4バージョンくらい作って、これは
全て同じ内容ですという形のあり方も、形式の問題なので、できるのではないかと思います。こ
れは分かりやすさの問題の話です。あと、秋山委員が、こういった話はもっと前文で訴えるような
ものを足していくべきだと言われました。私もそう思いますし、その2つは両立できるのではないか
と思って聞いていました。

いずれにしても、私も賛成です。ただ、こどもということを想定して全部平仮名で、みたいなこ
とをする自治体もあるのですけれども、逆にばかにしているようでもあります。です・ますにすれ
ばいいとか、そういう形式の話ではなくて、中身の話ではないかと思って聞いていました。お二人
もそのような意図で提言しているというのも分かります。どうもありがとうございます。

○田村委員

私を感じたのは、例えば前文のところで、「こどもは」から始まって「生きる権利がある」で2行
を締めているのですが、これは大人が作っている文章だと思いました。「こどもは」というところ
は「あなた自身は」のようにして、「生きる権利を持っています」とするなど、こどもの代わりに大
人が書くのであっても、「こどもは」「あなたは」という書き方にしていただきたいです。その下の
パラグラフは大人のことが後半に入っていますが、誰が主語なのか。「こどもは」と言うとき、
「大人は」「私たちは」と言うときを、しっかり分けて書いていただきたいと思いました。

○こども政策推進担当課長

ありがとうございます。その表現等については検討させていただきます。

○山田委員

ちょっと待ってください。今の田村委員の意見は表現の問題ではないと思います。かなり本質的
な指摘です。その文章の主体者が誰で、その人が主語だったときにどういう文章にすべきかとい
う話であって、表現というような浅い薄っぺらなことをおっしゃったわけではありません。もっと

神髄というか、私たちはこどものどういう権利を守っていこうと思っているのか、こどもはどういう権利を持っているのか、その主体者が何であるか、そして、その人が何を持ち、何をするのかということがもっと明確に分かるようにする。きれいな文章を作ることよりも、もっと中身の話で、これを読んだらこどももぐっとくるし、大人も「こどもの権利を守らなきゃ」と思うような文章構成にしなければいけないということだと思います。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。少し考えさせていただきたいと思います。

○内野委員

また少し別の視点から意見を申し上げます。せっかくこどもの権利に関する条例を制定するのであれば、育ち学ぶ施設を江東区はしっかり整えるのだということをここに書いてほしいと思います。具体的に言うと、「こどもの権利を守るための取組」で、江東区は何をしますということを書いてあると思うのですが、本当はここに(4)を加えてほしいくらいなのですが、「区は、こどもの相談に応じ、こどもが安心して育つことができる体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努める」の前に、こどもが育ち学ぶ施設をより良いもの、より安心できるものに整える、環境を整える、良い施設をつくっていくということを書いてほしいです。

○鈴木会長

すみません、どこに加えるという話をされているのですか。

○内野委員

7番の「こどもの権利を守るための取組」です。この中に、こどもが学び育つ施設の充実ということを入れてほしいのです。私はこどもが学び育つ施設の関係者なのですが、この条約を見ると、「こどもの権利をしっかり守れるように、あなたたち、もっと頑張きなさいよ」と言われているわけですが、頑張れるような体制をしっかりとってほしいです。小学校の先生は足りているのですか。幼稚園・保育園の保育者は確保できているのですか。

それから、これはあとの「その他」のところでもう一回発言の機会をいただければありがたいのですが、今回の事前の資料で、0歳児が3,900人しかいないのです。3年後の3歳児、6年後の小学校1年生が3,900人しかいないことは分かっているわけです。そういう変化が生じていく中で、逆に言えばチャンスなのです。こどもの権利条例に、こどもが学び育つ場所を整えるということを明記していただくことによって、では江東区は小学校の定員を引き下げましょうとか。昔、私がこどもの頃は集団登校で、家の前で「いってらっしゃい」と言うと、小学校まで列になって行っていて安心してはいたけれども、なかなかできなくなっていますよね。やることはたくさんあると思うのです。

まとまらなくなりましたが、こどもが学び育つ施設をしっかり支える、整える、より良いものにしていくということ、ここに書いていただきたいと思います。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。資料2の7番について、今は(1)から(3)までですけれども、その最初に「安心できる環境を整える」もしくは「支える」などといった記載も必要ではないかということかと解釈しております。こちらについては、再度検討させていただきたいと思います。

○三堀委員

ここまで委員の皆さんが示された文言に私もすごく共感する部分がございます。江東区で子育てをずっとしてきていて、これから先も子育てが続いていく親の立場から、所感程度にはなるのですけれども、少なくともこの条例案に今回記載いただいた内容について、仮に親の立場で自分のこどもに説明をするとなったときに、正直申し上げてあまり説明のしようがないといえますか、区で制定されている条例を読み上げるというか、解釈のしようがたくさんある内容で、こどもに何を伝えたら良いのか、いまひとつ分かりません。江東区の権利に関する条例について親が説明したとして、私がこどもだったら、「これとこれの違いは何？」「江東区は何を僕たちにしてくれるの？」と言うのに対して、多分親としてあまり回答のしようがないようなものになっているのが事実だと思います。

ですので、内野委員がおっしゃるような、例えば江東区としては施設に力を入れるとか、こどもに対して啓発をするなどの具体のところがあってはじめて、親やこどもたちが江東区で育っていく中ですごく権利というものを感じて、自分らしく育っていけるというところに寄与するのではないかというのが意見です。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。親や関係者の方が例えばこどもに説明するときに、今の状況ではなかなか伝えづらいというご意見でしたので、そこについても、親の立場から説明する場合なども想定して、構成について再検討したいと思います。

○山田委員

「子どもの権利条約にのっとり」なので、子どもの権利条約がこの条文にどう反映されているかということは大事だとは思いますが、江東区のこどもの権利はほかと違って、特別にこういうことを守ってあげたり、支えてあげたりしていますよということも伝わらないと、区として独自に条例を作っていく意味がありません。そうでないと、全ての都道府県・市町村が作る条例はこどもの権利条約にのっとっているもので、ほとんど同じということになってしまいます。江東区としての独自性をどのように盛り込むかは、逐条にも入れられると思うし、特に前文には入れやすいので、そういったこともぜひ盛り込んでいただけると、区として条例を作る意味がもっと高まっていくと思います。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。区としての独自性などを前文などに盛り込んでどうかということです。委員がおっしゃるとおりの部分もありますので、繰り返しになりますが、それについても併せて検討させていただきたいと思います。

○鈴木会長

今のことに関連して確認です。資料1-1の「条例制定の背景」をご覧ください。従前であればこどもの権利条例を作るか作らないかは、各自治体が判断すべき話で、ニュートラルなのですけれども、ここの説明を読むと、こども基本法ができて、その5条の「自治体の責務として」という捉え方に変ったということですか。それに基づいて、今回、この条例を作るのですか。こども大綱なども作っていて、こどもの権利を立てましょうという枠組みはありますが、条例を作れという枠組みではないと思います。こども基本法ができたことによって、条例も作ろうという動きや捉え方になっているということですか。そこを確認したいです。

○こども政策推進担当課長

過去の経緯を話しますと、本区では、従前は江東区こども・子育て支援事業計画において、子どもの権利条約の精神及び児童福祉法の理念に基づいて、未来を担う全てのこどもの最善の利益を尊重するという中で、計画の中で対応してきました。これについては、次期のこども計画においても、具体的な持続施策に取り組んでいくということには変わりはありません。ただ、今回、新たにこども家庭庁ができ、こども基本法もできて、その中に明確に、「区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定、実施する責務を有する」と規定されましたので、それを踏まえて区で検討した結果、条約に全てを任せるのではなく、生活する場で条約の精神、法の理念を機能させることが必要であるし、真の意味でこどもまんなか社会の実現を目指すのであれば、まずは江東区の姿勢を明確にする必要があると判断し、制定に着手したところでございます。

○鈴木会長

国の指針などでも、条例制定が望ましいということを打ち出しているということですか。それを確認したいです。江東区はやりませんという話ではなくて、都道府県だろうが市区町村だろうが、これからいろいろな自治体でみんなこどもの権利条例がどんどん作られていくというのがこれからの動きなのか。そうではなくて、ここで言っている施策というのは条例には入っていないけれども、江東区がここに位置づけをして、積極的に独自に考えたということなのかというところの確認です。

○こども政策推進担当課長

まず、条例制定は義務ではないです。ですので、例えば23区でも全区で策定を予定しているわけではないです。

○鈴木会長

義務ではないのは当然分かる話です。

○こども政策推進担当課長

区の独自の施策として進めていくということで考えています。

○鈴木会長

説明会などでも条例を作りましょうという説明はされていないということですか。逆に、そこでも、されるのだったらされたほうが望ましいというような説明をされているのですか。

○こども政策推進担当課長

そういった説明は、特に国のほうからは示されておられません。

○鈴木会長

ありがとうございました。そうすると、何のためにという山田委員が話した話で、もっと言うと、法的な説明をすれば、憲法でこどもの権利・主体性というのは認められており、さらに、こども基本法もできて、児童福祉法もあるという枠組みの中で、それはどこに居ようが、どんな自治体だろうが、こどもの権利は守らなければいけないというのは当たり前の話なので、あえて条例を作らなくても、こどもの権利は守る義務が行政側にはあるのです。

そうなのだけれども、江東区があえて作るといった場合に、何の意図を持って、どういう特徴を持って、例えばどういう上乘せ・横出しをするかというところの説明が必要なのではないかと思います。今までいろいろな所が作っているのですけれども、法律の学者としては、その条例はどういう意味があるのかと考えます。こどもの権利条例をたくさん作りながら、虐待死亡事例を何回も起こしている所もたくさんあります。単なる理念条例で、形式的に「こどもの権利」という名前を付けるのか。最近では横浜のように「権利」すら名前に入れないものもあります。では何のために作っているのかという話であり、江東区で作るのであれば、その作ったものがこどもの権利、ないし保護者に一定の何かしらの意味があるものであるのだったら納得感はあるのだけれども、ということ意見を言わせてもらいます。

○こども家庭支援課長

昨年度、この条例を制定しようと判断した時、私が所管で担当課長でしたので、補足という形でご説明させていただきます。

今、こども政策推進担当課長の西から説明があったとおり、これまで江東区では、会長がおっしゃったように憲法でこどもの権利は守られているということもあるし、こどもの基本的な権利の条約もあるので、その内容にのっとったこども・子育て支援事業計画を行っていくことで、こどもの権利を守っていくという姿勢できていたのが、今までの流れです。その中で、今、少子化になる中

で虐待などもあったりして、こどもの権利というのはかなり大事だという流れになっています。会長のお話の繰り返しになってしまうのですが、国や東京都のほうから条例を制定しなさいという義務とか、そういった話が来ているわけではないのです。ただ、区の姿勢として、やはりここでこどもの権利というものをしっかりと打ち出そうと。今までは確かにそういうものが見えていませんでした。計画を見ても、それだけでは分かりませんので、ここで区の姿勢を示そうと、検討を始めたところです。

ただ、この権利条例については、まずは理念的なところをという形ですが、理念だけでは実効性がないので、その条例の理念を担保するにはどうしたらいいかを併せて検討しなければいけないということを、去年の段階で課題として考えております。それは今も引き続いて担当のほうでいろいろと考えているところです。

○鈴木会長

ありがとうございます。

○内野委員

先ほどの三堀委員の発言を聞いていて少し考えさせられたので、もう一回言おうと思いました。

確かにこどもの権利に関する条例はこどもが主体ではありますが、同時に江東区と我々大人も主体なのです。こどもの権利を守るために何をするか。江東区がこの条例を制定するからには、端的に言うと、こどもに関する予算を増やす覚悟を示すということです。そうでなくてはおかしいと思います。こどもの権利に関する条例は作らなくてもいいのに、江東区は作るということは、こどもの権利が守られる江東区にしていく。ということは、今、全国的に学校の教員が足りないとか、そういう問題が生じているけれども、そういうことを他区は解決できなくても、江東区は解決するということです。

それから、例えば、今、1号、2号、3号とあって、その1号でも2号でも3号でもない、在宅で子育てをしている人たちは0号とか4号で、こぼれ落ちているところなのですけれども、そういうことに関していろいろな意見を言うと、「いや、それは江東区の問題ではなくて、都・国の問題ですから」という答えしか返ってこない状況が続いているわけなのですけれども、こどもの権利に関する条例を江東区は作る。これからは、他区ではできていなくても、江東区ではそういうところにも目を向けていくという決意を表明する。何かげき文のようになってきたけれども、もう一度言います。こどもが学び育つ施設を江東区はしっかり整えて、他区と同等ではなくて、他区ではできていないことでも江東区は実施する、そういうことにつながるこどもの権利に関する条例にしてほしいです。そのためには、やはり、先ほどの区のやるべきことというところに、こどもが学び育つ施設をしっかりと整えていくという一文を入れてほしいです。それはぜひ要望します。

○山田委員

条例にどう書くのかということで事務方の人が悩んでおられるのだらうということは、ひしひし

と感じます。昨日まで、5日間連続の司法面接研修を福岡県でやってきたのですけれど、こうあるべきだよという研修をすると、「でも、それを実現するためには人とお金がなければできないです」という現場の声、特に児童相談所からはその意見がものすごく出るのです。「こどものためにやってあげたい。でも、人もお金もなかったらできないのです。今がぎりぎりです」と。もう児童相談所の職員はバーンアウト寸前の人が何割も占めているのです。この状況ではこどもの権利は守れないですね。

なので、今、内野委員がおっしゃったとおり、やはり人とお金を付ける意思が、江東区はほかの区や東京都や国よりあるのだということを、予算と人を付けますとは露骨には書けないでしょうけれども、これをするとなったら人とお金を割かなければこれは実現できませんよという条例にしなければいけません。江東区として特別に施策を遂行するためにこどもの権利に関する条例を定めるとおっしゃるのだったら、そこが反映されているものでなかったら、三堀委員がおっしゃったとおり、ただ単に子どもの権利条約の焼き直しではないかという話になってしまうと思います。

○こども政策推進担当課長

今ご指摘いただいた部分についてですけれども、今回お配りしている資料2に少し記載しています。資料2の2ページをご覧ください。

今回、権利を守っていく上で、関係機関との連携などもありますし、あとは、何よりこどもの意見を大事にするということで、今考えているのは、意見を表明してもらって、こどもたちに参加してもらって、「その意見が適切に施策に反映されるよう、必要な環境の整備を図る」というところです。この部分で、予算を付ける・付けないは言えませんが、できる限り意見を反映させたり、権利を守るための体制づくりに努めていきたいと考えているところでございます。

○田村委員

そこに関連して、私が触れ合う江東区のこどもたちは、大変苦労しながら生きています。この苦労をどうしてあげたらいいのだろう。生活苦、学習苦というように「苦」を付けているのですが、友達と付き合う苦とか、親のことを考える苦とか、結構すごく苦労している。もっと明るく生きることができるように、それこそ先ほどの、江東区は何ができるというところで、資料2の6番に関することだと思うのですが、こどもの発言を聞く。こどもの意見の中でも、大人に対しての不信感、学校に対しての不信感、そこを改善してほしいです。この条例を作ったら、日本国憲法をみんなで勉強しているように、これを学校で、みんなで勉強する。大人も勉強する。そういう指標になるようなもの、基本が大きいと思うので、その基本をしっかりと明記する。そして、条例の第7条に守られる権利とありますが、ここに「訴える権利」をきちんと明記してほしいです。それは大人が聞く義務ということになるかと思います。ご検討をお願いしたいと思います。

○石村委員

関連と言えるかどうか分かりませんが、定義の部分について、先ほど、欠席の内田委員

が0歳児からおっしゃっていたということですから、0歳よりもさらに進んで、こどもの定義を胎児からとされたほうがいいのではないかと考えています。妊娠中の赤ちゃんは、私から見れば、今、いじめられ続けているというか、親の都合とか社会の都合にほんろうされています。そして、出産も親の都合、社会の都合に結構ほんろうされて、生まれた時から苦勞の連続とすごく感じています。なので、その原点の胎児も含めていただきたいと思います。

○山田委員

私もそう思いました。我々も結構胎児虐待を経験するのですけれども、でも、胎児はお母さんの子宮の中にいらっしゃるの、胎児虐待をしようとする母体にまで影響することがあって、母体は大人ですから、その人の意思が優先されてしまう。子宮の中にいる胎児の権利を優先するのか、妊婦さんの意見を優先するのかということで、具体的に言うと、帝王切開をしないと赤ちゃんを救えないという状況になったときに、お母さんが帝王切開は絶対嫌だと言われると、赤ちゃんはそのまま死んでしまうみたいなことが起こるのです。児童相談所に申し立てても、児童相談所は「生まれてこない限り権利は有していません」と言われてしまうので、結局、ではその胎児を見捨てるしかないのですかという、ぎりぎりの選択を迫られることが関係機関にあるのです。そうしたときに、どうしたらいいのか。今の法律では、結局、メスを入れるわけだから、お母さんの承諾なく帝王切開はできないという現状があって、赤ちゃんの命は残念ながら救えないということが本当に起こっているということをどう捉えていくのか。そういう差し迫った問題も時々経験します。

あと、全然違うのですけれど、確かにこども基本法ができ、こども家庭庁ができました。こういったこどもの権利に関する条約、児童の権利に関する条約のような大きな条約を批准するならば、それに対してすかさず国内法の基本法を作るのが普通だと思うのですけれど、1994年に子どもの権利条約を批准してから、こども基本法ができたのは2022年、こども家庭庁ができたのが昨年で、今年度から地方自治体で頑張っているという状況です。その過程の中でかなり主張されたけれども見送りになったというか、あまりきちんと議論されなかったのが、こどもの権利の代弁者としてのコミッショナーとか、こどものためのオンブズパーソンなどです。今、胎児や0歳の話が出ました。意見を言えるこどもであればそれを聞くことができるけれども、こども自身が意見を言えない時代もあります。また、大きくなっても、障害等で言えない子もいます。その子たちの意見を中立的にきちんと代弁できる制度が必要なのですが、それはここにはあまりきちんと書き込まれていません。代弁するだけではなくて、その人にかかなりの権限を持ってもらって、その人の意見が施策として、もしくは個々のケースの対応として生きていく形にしないと、その人の代弁者として代弁したけれども、「でも、現状はこうですから仕方がないです」と言って実践されないということがあったら、意味が半減してしまいます。議論になったけれど、結局なぜ入らなかったのかは、どうもいろいろな事情があったようだけれども、例えば、江東区ではこどものコミッショナーを置いて、そして、その人に中立性、第三者性を十分持たせた上で、その人の意見にかかなりの権限を与えるというような施策をとるととても大事です。これは多分、日本で最先端というか、どこもやっていないことです。

今始まったのはこどもの意見表明等支援事業だけであって、意見を聞くけれど、それをこどもの意見としてきちんと表明するわけではありません。伝聞して、こどもさんはこういうふうに言っていますと行政とかいろいろなところに伝える役割は果たしているかもしれないけれど、行政に行けば結局、「それはできないよ」と言っつつぶれていくというのが現状です。やはり、「こどもにとってこういう施策が必要です。こどもはこういうことで困っています」ということをばーんと言って、それを権限発動できる制度をつくらないと、いつまでたってもこどもの権利は守られていかないと思います。

○秋山委員

情報提供です。江東児相では、東京都で改正児童福祉法が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、社会的養護に係るこどもの権利擁護のための新たな取り組みとして、意見表明等支援員を導入することになりました。あくまでも今年は江東児相管内だけのモデル事業です。そもそも意見表明等支援員とは、こどもの希望に応じてこどもの意見形成の支援、聴取を行い、必要に応じて児童相談所等に対するこどもの意見表明の支援、意見の代弁等を行うものです。山田委員がおっしゃる、そこまですかまだないのですけれども、そういう取り組みを9月から始めるので江東児相管内の里親に対して説明会をするという通知が、今朝、届きました。

○保健予防課長

先ほどの、胎児からの権利というところで、基本的に戸籍は、出生してから出生届を出して、そこで人権が発生することになります。胎児の時までさかのぼるとなると、問題になってくるのは、中絶などの部分の話です。女性の中絶する権利をどう考えるのか。個人的な見解の話ではなく、客観的な話だけさせていただくのですけれども、中絶に関して言うと、日本では刑法212条から216条で堕胎罪というものがあり、堕胎してはいけませんということがまずあります。そして、母体保護法というものがございまして、特定の状況でのみ堕胎してもいいということが母体保護法第14条で決められています。それは女性の性被害、経済的な状況、あるいは母体に影響が及ぶ場合です。しかし現実の問題として、現在の科学技術に迫り付いていないところがありまして、NIPT検査という、13、18、21トリソミーが出生前に分かるというものがあります。その検査を実施した方は、正確なデータではないのですが、9割くらいの方が堕胎されてしまうということです。NIPT検査自体、結構高い技術なので、経済的困窮ということは考えにくく、現実的にはどうなのだというところがあります。

世界的に見ると、アメリカでは最近、最高裁で、妊娠6週以降の堕胎が禁じられているので、すごく中絶がしづらいことになっている。逆にフランスでは、憲法に中絶が権利として記載されています。中絶、胎児の権利、女性の権利のバランスをどう考えるかはいろいろな問題をはらむので、国、法律、文化的背景、あるいは宗教といったもろもろの社会的なところについて、社会で考えて進めるべき話であって、江東区だけはこうしますとはなかなか言いづらいところではないかと考えます。胎児の権利を認めるのだったら、では中絶の権利はどう考えるのかという話にも発展してきて

しまうので、行政としては、やはり全部にバランスよく配慮した段階で打ち出すということが望ましいのではないかと、議論を聞いていて思いました。状況というか、背景分析です。

○石村委員

今の説明お聞きしまして、胎児という言葉はすごく堅い言葉で、中絶とかそういう問題もあります。私が言う胎児というのは、妊娠22週以降の、要は中絶ができなくなってしまった状況の、守らなければならない赤ちゃんのことを言いますので、全ての胎児と一緒にたにはしてもらいたくないと思いました。

そして、妊娠中の赤ちゃんも含めるということは、すごく少子化対策にもつながると思うのです。先ほど、内野委員が予算のことを言っていましたけれども、妊娠中の両親に対する支援というのですか、「赤ちゃんを大切に下さい」みたいな、その大切な仕方とか、そういう講座みたいなものを増やしたりする予算も増やせるのではないかと思います。今のお母さんたちは、妊娠中に仕事をされている方が結構多くて、妊婦健診に行くのが精いっぱいです。そのほかのいろいろな講座も、私たちも休日版両親学級委託事業を受けていますけれども、そういうところに来るのが精いばいで、どの程度役に立ったかとあとから聞くと、「実地がなかったので全然分かりませんでした」など、その不安感がその後の育児にだいぶ関係してくるのです。なので、意見を言わせていただきました。私が言うのは22週以降の赤ちゃんです。

○山田委員

私もそうだと思います。先ほど出した事例だと、例えば26週とか28週とかで、このまま生まれても極小未熟児さんだけでも、日本の技術をもってすると救命できるかどうかという、そういうぎりぎりの出生体重であろうこどもたちを守るのか、お母さんの意思を尊重するのかみたいな、医療現場での非常に難しい判断を迫られている病院は現実には結構あって、仕方がないのでという言い方はあれですけども、必死に配偶者や周りの医療者がお母さんを説得してという形で、赤ちゃんを産んでもらうというようなことをして救命したというケースもあるので、やはり、生まれてきて生存可能だということは大前提だと思います。

○北島委員

今、いろいろ意見を聞かせていただいて、そもそも「こども」の範囲や、こどもという言葉がとても難しいなと感じています。前文に入れるのであれば、多分、「江東区に生まれる全てのこども」ということになるだろうし、参考1の前文には「全てのこどもは命が守られ」とあるのですけれども、ここの中の「全てのこども」も、まだ生まれていない守られるべき命も含まれると思います。そして、赤ちゃんからこどもになって、小学生、中学生、高校生になって、「18歳未満の人」とはあるのですけれども、こどもの権利と書いたときに、高校生が自分の権利と思うのでしょうか。こどもの定義がすごく難しいです。どんな言葉にしているのか分かりませんが、こどもの権利がもう少しうまく表現できたらいいのではないかと感じました。

あと、もう一つ、先ほどからあるように、江東区独自の条例案であるとすれば、秋山委員も言われたような、江東区の福祉施設、児童施設、学校、学校の中の授業などについてのこれから始める取り組み、既にやっている取り組み、今できている取り組みなども入れられたら、独自の条例案になるのではないかと思います。でも、どんどん範囲がひろがってしまって難しいのかもしれないとも感じたところです。意見です。

○鈴木会長

ありがとうございます。

○宮原委員

条例ができるということが、すごくいいことだと私は思います。内容はこれからどんどん練っていけばいいと思います。

事務的なお願いというか、条例がどういう作りになっているか分からないのですが、すごくいい議論になっているので、時代や価値観が変わったり、この条例の上にくる法律が変わったときに、この条例も文章のニュアンスを少し変えたり、全く新しいことを入れるために、「その時の子ども・子育て会議に図る」というような1文を入れていただきたいと思います。

○石村委員

質問です。7番の「こどもの権利を守るための取組」について、「こどもの権利が守られていない状態について早期に発見し、回復のための支援に努める」とうたおうとしているのですが、実際に早期に発見するための工夫とか、回復のための支援の工夫は、どういうことをしようと思っていらっしゃるのですか。また、今、どんなことがされているのでしょうか。教えてもらいたいです。

○養育支援課長

一例にはなりますけれども、私どもは要保護児童や、今話にでていた周産期で言えば、特定妊婦の発見・支援を行っています。例えば妊婦健診無受診でつながったリスクの高い特定妊婦さんについて、こどもは生まれるまでの間、お母さんのおなかの中で安全に過ごす権利があるという認識の下、まずはお母さんをきちんと医療機関につなげる支援を行うということをしています。それから、出産に際しても、例えばお母さんの抱える心配事というのは、自分の体のことだけではなく、住まい、金銭的なこと、産後の支援など幅広くありますので、そういったところを支援者である我々が一つ一つ把握して、どうすればお母さんとお子さんが安全に出産を迎えられ、産後を過ごせるかという視点で支援を行っています。そういったところが、この発見・支援というところの例の1つとしてつながるのではないかと考えております。

○北島委員

関連して、いいですか。今、養育支援課長も言われたように、江東区はこどもの権利を守るための取り組みを結構頑張っていると思います。要対協の実務者会議などに主任児童委員として出させていただいているのですが、保健師さんとともに心配な事例をたくさん出して、なるべく早くそういう心配なお子さんを発見して、何か機関につなげられないかとか、私たちで言えば、心配だという地域の保護者の方やお母さん・お父さんの声を何とか拾って関係機関につなげる取り組みを主任児童委員部会の中でもするとか、学校であればSSWさんなどにつなげるという取り組みもしているので、この権利条例に、できている取り組み、やろうとしている取り組みみたいなものが、大まかでもいいので入ったら、もう少し皆さんに知られるのではないかと思います。多分知らない人が多いと感じています。

○こども政策推進担当課長

先ほどご意見をいただいた部分で、早期発見というところについて先ほど説明がありましたが、今後の話として、仮にですが、権利が侵害された場合の相談機関ということで、先ほど山田委員が言ったような、独立した第三者機関などを条例制定後に設置している自治体が幾つかありますので、そういった部分も選択肢の1つとして検討していく必要があるかと考えているところです。具体的にどういった対応ができるかということも含めて、今後の検討課題と考えています。

○こども未来部長

今、条例の中に、例えばこれまでこういう取り組みをしていたとか、あるいは、今後はこういう取り組みをするという方向を入れてはどうかのご提案がございましたけれども、そういう個々の取り組みについては、こども計画などの中に書いていくほうが、対応も柔軟にできるのではないかと思います。条例の中に書き込んでしまいますと変更がなかなか難しくなりますので、個々の取り組みについては、この条例を基にして、次の段階のこども計画などの中で詳細に書いていくほうが、よりスピーディーにもなりますし、適切な対応になるのではないかと、我々としては考えているところです。

○山田委員

取り組みはそのとおりだと思うのですが、第三者機関の設置などは頻繁に変わるものではありません。第三者機関というと、頭に浮かぶのは児童福祉審議会ですけれども、児童福祉審議会は事務方が要対協や児童相談所の所轄官庁なので、「何だかな。本当に中立性があるのかね」という状況になっているのも現実なのです。だから、もしするのだったら第三者性、中立性をどう担保していくかということは、きちんと議論してやらないといけません。今日、教育委員会の方もいらっしゃるんですが、耳が痛いというか、「いや、うちは違いますよ」とおっしゃるかもしれません。しかし、体罰やいじめが起こった時の調査などは教育委員会がやってくれるのですが、「うーん、どこまで中立的かな」と思うことは多々あります。そういう行政機関や行政機関の外郭に置

いたのでは、中立性というか、本当にこどもの立場で考えてくれるかというところはやはり疑問があるので、先行でそういった第三者機関を置いている所をまねするというよりは、江東区独自で、本当に第三者性と中立性をどう担保していくかということをぜひ検討していただきたいです。

○鈴木会長

私から何点かいいですか。

参考1を見ていただいて、皆さんの意見を聞きながら、提案も含めてなのですけども、そもそも論からすると、「江東区こどもの権利に関する条例（案）」となっていますけれども、こどもの通説的な考え方からすれば、生まれてからというところの中で、こどもの権利の前提として、その前の段階についても条例の件名の中に入れるのか。出生前からの支援みたいなところを、条例の中にも上乘せというか、広げて明確に書いてしまうのか。児童虐待のところでは特定妊婦という形で明確に入っているけれども……というのも1つあるのかなと思って聞いていました。

あと、前文のところで田村委員が話されていた、「あなたは」という話ですが、誰にするのかという条例の名宛て人ですよね。こどもを守るから、あなたたちのための条例なのですよという意味での「あなたは」という形というのは、あまり見ないですけども、すごく画期的だなと思いました。あと、ベクトルが、「大人たち」「私たちは」は、私たちに向けての義務としてのベクトルでしょうし、「あなたたちは」は、あなたたちに権利を与えるという言い方は変で、もともとの主体なので、きちんとそれを行使していいのですよというメッセージで、ベクトルが違うところに向いているものを書き分けるというのは、すごく大事な話なのではないかと思って聞いていました。

言葉の意味について、2条の1項のところで「こども」となっていますけれども、こどもがどこまでなのか。おなかの中という話もあるのであれば、そこをこどもの定義に入れるのは難しいかもしれないですけども、1つ定義を入れて書いていくというやり方もあるのではないかと思います。

次のページの3条のところで、大切な権利で、こどもは〇〇を守られますとあります。ここは、田村委員が話されたとおりで、当然主体なのだけれど、大人があげているような書きぶりなので、少し違う書きぶりが必要だろうと私も思いました。

あと、6条について、よくあるのがこのとおりで、「自分の意見を表明して参加する権利」とあるのですけれども、田村委員が話された、不信感というか、「私たちはちゃんと意見を言ってるんだけど、全然聞いてくれないじゃん」というところに対しては、その一歩先の話までいって、参加する権利、意見表明したものを受け取ってもらう権利というか、きちんとそれにのっとって、何かしらの行動を実現してもらうとか、動いてもらう権利みたいなところで進めていくと、条例の意味があるのではないかと感じて聞いていました。

あと、8条の区の役割について、これは踏み込むのであれば、8条の1項の「区は」というところで、「意見を表明し参加するために必要な機会を設けるように努めます」と、努力義務になっているのですけれども、2項とか3項のような形で、もう「行います」という踏み込みがあっているのではないかと思います。同じ8条の3項で、「区は、区民がこどもの権利を大切に活動に対して、必要な支援を行います」と書いてあるのですけれども、注意規定として、特にこどもが自分でやろうとし

ているもの、こどもが主体のものについては、当然というか、より促進とか、支援を厚くするという形であれば、こどもの主体に対しては積極的に区がバックアップするということで特徴的なものになるのではないかと思います。

9条の保護者の役割について、こども皆さんの意見で出たところで、保護者はうんぬんという形で、保護者がやるべきなのですよという話を書いてあり、2項で一応、支援を受けることができますとあるのですが、秋山委員が話されたように、保護者もきちんと支えられる存在なのですよというところがここに入ってくるといいのではないかと思います。

10条に「区民の役割」とあるのですが、区民とはどこまでなのかというところで、より広げるのであれば、「区民等」というような形での広げ方があるのではないかと思います。

次のページの第12条の、「こどもの意見の表明及び参加」の2項で、発達段階に応じて参加して、反映されるよう必要な環境整備を図るとあります。この「発達段階」というのは、ずっと山田委員などがこの委員会の時に話されていたところですが、発達段階に応じてきちんと積極的にではなくて、性教育の問題などもあったりするので、発達段階が応じないから制限するというふうに、逆に使われる場合があるのです。ですから、ここの「発達段階に応じて」は、ただし書きなどで、「発達段階について、制限するものという形で解釈してはならない」というような規定があると、今まで、石村委員と山田委員がずっと言っている、こどもの命を守るための性教育の推進などに歯止めがかからない形になるのではないかと思います。

13条の2項で、ページが変わるのですが、連携強化に努めますという話と、区は公共団体うんぬんと協力して、こどもに関する施策を実施し、支援しますと書いてあります。これは内野委員が話されたところとリンクしてくるのですが、抽象的に支援しますなどと書いてあるけれども、児童福祉法が変わって、地域の資源をつくっていきますというふうに、地域のところでの児童福祉も変わっているの、ハード面とかソフト面での資源づくりとか、地域での資源づくりとかを支援していくという形にすると、法律と内野委員が言ったところが入れられるのではないかと思います。

14条の普及啓発のところについて、先ほど北島委員が話された、やっていることも含めて積極的に広報をかけていくという話で言うと、普及啓発と言うだけではなくて、施策についての広報などをこういうところに入れ込んでいくとか、よくほかの法律では、国会に報告をするとか、議会に報告をするとか、こども会議などに報告するというような規定があるので、常時、どのような状況なのかを、一定の会議なり議会なり委員会なりに分かりやすく丁寧に報告するみたいなのところを入れていくと、ご意見が反映するのではないかと思います。

15条で「委任」と書いてあるのですが、宮原委員が話された、「これを作りました」で終わりではなくて、状況に応じてきちんと実施状況などを調査した上で、もう一回この条例をバージョンアップさせていくとすると、経過措置で2年ごとの改訂規定などを付則で入れるとか、実態調査をした上で必要なものを入れていきますというところが入るといいのではないかと、皆さんが話されていたと思います。

あとは、この条例の実効性確保です。よくあるのは、どの条例も、こどもの権利条例は理念条例

だから基本的なものを書いておしまいなのですよという説明をされるのですが、今、江東区で作るのであれば、皆さんが言った意見とか、私も足していったようにすると、単なる理念条例ではなくて、一定のものを動かしていく土台になる条例になっていくので、実効性確保というところも入れていく必要があるのではないかと思います。

最後に、すごく重要だと思ったのは田村委員が話されたところです。名前のつくり込みとも関連してくるのですが、学習苦、友達苦など、いろいろなところの苦勞が子どもたちみんなにある中で、その苦勞をどうなくしていくか、解消するかというところについての積極的なコメントなりを、前文か、全体を通してか、名前の形で、ぜひ入れたいと私も思いました。大人への不信感をなくすというのはすごく大事な話なので、そのための施策実現に全力で取り組むという話が、条文も含めて入れられていくことが必要だと思いました。

勝手にまとめてしまい申し訳ないですが、あともう1個だけ。

私がいろいろなところで見ている景色で、障害児が子どもに入らないというようなことが現実の中では行われてしまうことがあるので、こどもの定義のところに、当たり前の話ですけれども、障害の有無に関わらないとか、そこについて施策から排除するようなことはあってはならないなどというようにところが明記される必要があるのではないかと思います。せっかく江東区で作るのだから、他のこどもの権利条例よりも、今作ることの意味というところで、その辺の、今のこどもの苦しい状況などをどう改善していくのかというところは、何か入れ込んでいく必要があるのではないかと私も思いました。

○山田委員

第三者機関としてのコミッショナーを、もうひと押ししたいです。

それから、よく行政は自助・互助・共助・公助と言って、税金投入は最後という発想でいろいろな施策が立てられます。もちろんこどもの人権侵害は親によるものだけではないとはいえ、こどもの人権侵害で一番最たるものは、保護者による虐待・ネグレクトなのです。この意識をきちんと共有していくことが必要です。今までは、虐待・ネグレクトは特別な親がすることで、特別なケアとして入れればいいみたいな発想だったのですけれども、こどもの人権侵害の最たるもので、一番たくさんあって、一番深刻なものは虐待・ネグレクトです。そうすると、自助・互助・共助・公助が成り立たないのです。こどもは自分で自分を守れないですから、誰かに守らなければいけない。その守る主体が加害者だから、互助ができない。共助をしたいと言っても、NPOには虐待の情報など入ってこない。そうしたら、虐待の情報を持っている公的機関が税金投入をすることでしか、こどもを守れないではないですか。

また、こども基本法でも、児童虐待防止法でも、児童福祉法でも、親権者や保護者が第一義的養育者という立て付けになっていて、こどもがその人権を行使していく上ではやはり守られなければならない、養育者はもちろんこどもを育てるのだけれども、こどもを守っていくためには、養育者も支援されなければいけないのです。支援される当然の権利があるのだから、「頑張れ。支援するよ」という書きぶりでは、書き方が逆だと思います。「こどもの支援機関、頑張れ。区として支援しま

す」ではなくて、「区が支援するからみんな頑張ってください」でないと、頑張る気は起こらないと思います。

あと、この権利の順番について、確かにこの順番で書かれることが多いのですが、この4つの権利の柱で、生きる権利というのは大人と子どもが共有している権利です。生きとし生けるもの、生きる権利と身体が守られる権利があるわけですが、それでも、「自分らしく育つ権利」「意見表明」「参加権」「守られる権利」と、意見表明のほうを上を書いてしまうと、この子が「この家がいい、一時保護されたくない」と言うと、そこにいたら死んでしまう子どもを一時保護できなくなってしまいます。だから、子どもの最善の利益のほうが、子どもの権利よりも優先されて書かなければいけないのです。守られる権利は、大人にもあります。国家が侵略されるとか、自然災害でやられるという時には、国家として、もしくは都道府県として、大人も子どももお年寄りも含め、守らなければいけないけれども、特に子どもだから守られる権利について、子どもの権利条約に強く書かれています。守られる権利、育つ権利は、子ども特有の権利です。意見表明権や参加権は、大人が持っている権利を子どもに波及させましょうということなので、せめて守られる権利と意見表明等の権利は逆転させて、守られる権利を上にするべきだと思います。

それから、この4つの権利をどう書くかですけれども、子どもの権利条約は権利を守るための4つの柱の原則と権利を分けています。この書き方は両方が混在しています。権利と言うときには、生存権、育つ権利、守られる権利、意見表明、参加権という順番ですし、子どもの権利条約の柱という意味では差別が入ってくる。差別されない権利、差別されないように守りますというものがあるのだけれども、これはちょっとどうなのかなと。普通は生きる権利・育つ権利を一緒にするか、分けるのであれば、差別されない権利も入れないと不十分だと思います。生きる権利、育つ権利、守られる権利を入れて、差別されない権利、意見表明権とするなど、どれを優先するかということがきちんと分かる順番にしたほうがいいと思います。

言いたいのは、意見表明権は大事です。でも、子どもは自分の最善の利益の意見を持つとは限らないです。子どもにとっての最善の利益と子どもの意見に齟齬が生じているときには、我々は子どもの最善の利益を優先しなければいけません。そこが明確になる権利の書きぶりにしないと、これが誤用されて、とにかく何でも、子どもに大人がやってあげたいことを言わせて、子どもの意思ですからこうしましょうみたいな、本当に意味での子どもの意見表明権を阻害する意見表明権になってしまうので、意見表明権の上に、最善の利益もしくはそれを守られる権利を入れる形にしないといけないのではないかと思います。

○子ども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。順番、表現方法等、全て今後変更が必要だと思いますので、全体を通して検討させていただきたいと思います。

○鈴木会長

皆さん、いかがですか。

そうしましたら、意見は皆さんから出していただいて、また、ほかに追加であれば、質問シートで出してくださいという取り扱いでいいですか。

○こども政策推進担当課長

そうです。先ほどお話ししたとおり、追加で思い付く意見や質問がございましたら、期間が短くて申し訳ないのですが、10日の正午までにメールでお送りいただければと思います。よろしくお願いします。

○鈴木会長

皆さん、意見を出していただいてありがとうございました。ありがとうございましたと私が言うのもおかしな話ですが、聞いていただいて、事務局のほうでなるべく反映していただければと思います。

それでは、議題3「その他」に移ります。児童相談所の設置の状況についてと、そのほかにも何かございましたら、事務局からお願いします。

○児童相談所開設準備担当課長

前回のご報告から特に今進んでいることはございません。進捗がございましたらまたご報告させていただきますと思っています。

○鈴木会長

ありがとうございます。それでは、今日の議題としてはこれで終わりになります。皆さんのほうから、何かございましたらお願いします。

○内野委員

今日の会議にあたって、事務局から資料をいただきました。年齢別・施設別のこれが、私が出してくださいとずっと言っていた資料です。改めてこれを見ると、やはり急速な少子化と、それに伴う修学前保育施設の供給のアンバランスが、江東区の1つの大きな課題であることは事実です。次回以降、その辺が議題になってくると思います。こういう状況を前提として、これからどうしていったらいいのかという、とてもいい大事な資料だと思うので、これを委員の皆さんにもう一度見てほしいと思います。

2点目。質問に対するお答えをいただきました。6番のこども園について、「江東区は空き定員が増加している状況において、予定していない」という答えが書いてあります。これも1つの論点になってくると思います。江東区においては、これは今から5年前に議論すべきポイントだったと思います。その頃は、江東区は保育施設が足りない、こどもがたくさんいる区でした。そして、コロナの中断の間に大きく状況が変わりました。今、江東区の既存の施設を活用して、こどもたちのためにいい保育施設がたくさんある環境にしていこうと思うと、やはり、もう一回こども園に注目するべ

きだと思うのです。江東区は、こども園については予定していない、もう一切考えていないということですが、幼稚園、保育園、こども園、既存の施設をその3つの制度の中でどのように活用して、いい環境をつくっていくかというのは、大事な論点だと思うので、委員の皆さんの頭に置いておいていただければと思います。

○秋山委員

先ほどの保育の話ですが、園庭のない保育園は、認証されている・されてないにかかわらず、うちのそばにも随分あります。そういうところのこどもたちが、保育士さんに手をつながれて、近所の公園などに行くのをよく見ます。片や区立の幼稚園においては、定員割れして、広い園庭もあります。その辺のところが、確かに幼稚園と保育園と卒は違うけれども、例えば、保育園のこどもたちが、午前中、空いている幼稚園の園庭を使わせてもらったり、また、中の教室も空いているところもあると聞きますので、そういったところをうまく活用できないものなのでしょうか。片方はこどもたちが伸び伸びと体を動かせるのに、片方の所はビルの1室で、たまに散歩をするような形であることが、果たしてこどもたちにとっていい環境なのかということをもみんなで考えていかなければいけないと思います。こどもたちの育ちを私たちがどのように応援できるかについて、教育委員会が「これは保育課だ」と言うような形を取り払っていくというのが、内野委員や宮原委員がずっとおっしゃっていることだろうと思います。その辺のところを私たちももっと真剣に考えていくべきではないでしょうか。その壁を乗り越えるためにどうしたらいいかというのは、専門家の方々が行政とよく意見交換していただいて、またこの場に戻していただければと思います。

私の率直な感想として、こどもたちがぞろぞろ行くのも、雨が降ったら出られないのも、ものすごくかわいそうです。そういうところを思っておりますので、各機関にひとつよろしく願いしたいと思います。

○内野委員

秋山委員が素晴らしいことを言ってくれたので、もう一言だけ。

6年前、区立幼稚園を20園から12園に減らすという第一次の削減計画があった時に、当時の学務課長さんに、「こども園にしないのですか」と言いましたけれども、「それは所管が違う」と言って、全く検討されなかったと思います。絶対検討してないです。なぜなら、所管が違うからです。それで、今、我々私立幼稚園協会が、所管の違いを超えた総合的な保育施策の実現をお願いしますという陳情をしているのですけれども、0回答です。企画部長さんは、「江東区には総合的な保育施策を議論する場として、子ども・子育て会議があります」と議会では言っています。だから、ぜひよろしくをお願いします。

○鈴木会長

もう時間がないのですけれども、秋山委員が言ったことに対して、場所がないからと言うのだったら、幼稚園側が「園庭を貸してあげますよ」というのは、ある話なのですよね。そこは柔軟に受

け入れてはくれないのですか。

○内野委員

公園ではないですから、それはむちゃな話です。

○鈴木会長

現実に入れてないということですね。

○内野委員

神明幼稚園では、近所の保育園の運動会程度はしますけれど。

○鈴木会長

分かりました。こどもの権利という話であればその辺の融通も考えてくれという提案だと思いました。今すぐここで、「内野委員、貸してください」「宮原委員、貸してください」という話ではないと思います。

○内野委員

それは無理だと思います。

○鈴木会長

政策の問題として考えてもらえればという問題提起だと受け止めています。

すみません、最後に私から。今回の条例にも関係すると思うのですが、ヤングケアラーの法制化についてです。こども家庭庁の動きは、こどもと保健の連携とずっと言っていて、国はそちらになっているのですが、江東区では、学校の現場がどのようにキャッチして、こどものほうにつなげていくかという問題があるのです。業界紙の都政新報では、「品川区、中野区等の9都市では」とあって、その中に江東区が入っているのか分かりませんが、コーディネーターなどを配置しながらうんぬんで進めていますと書かれていました。江東区はそれについてどうするのか。条例にもその辺の位置づけが入っていく必要があるのではないかと思います。何かコメントできることはありますか。

○養育支援課長

現時点での状況について説明いたします。母子保健の連携については、来年度、こども家庭センターの設置に向けて、今、検討を進めているところです。

もう1点の、ヤングケアラー対応については、現状は18歳までのお子さんを対象に、養育支援課が一義的な窓口となりまして、相談、情報提供があった場合には、要対協の枠組みを活用して調査を行いまして、ヤングケアラーの事実が確認されるとか、疑いが高いケースにつきましては、必要が

あればうちの支援を、そこまでいかなければ地域の見守りが必要なお子さんについては、見守り支援の体制を整えているというのが今の現状です。

今回、子・若法の改正で、対象に20代、30代というところが入ってくるので、そうすると、うちの枠組みだけではカバーしきれないというところが課題になってきます。それについては、庁内で検討が必要な大きな課題になっていますので、そういった検討する機会をこちらとしても提起していきたいと思っています。あと、把握については、江東区については令和4年度に、国から補助金をいただいて、一度大きな調査を行いました。それ以降、今まで行っていないのですけれども、今回、国から「ヤングケアラーの把握に努めるように」ということですので、来年度の予算要求になりますけれども、新たにターゲットを決めて定期的にアンケートを採るような体制を、教育委員会と連携してやっていきたいと考えているところです。ただ、その対象が18才以上に拡大されたあとの支援の枠組みについては、まだ具体的に詰まっていないので、今後の検討課題と認識しています。

○鈴木会長

ありがとうございました。介護や高齢などもそうですね。どうキャッチするとか、重層支援とか、そのような大きな話なので、進み方をこちらにも適宜教えてもらえればと思いました。

それでは、以上で今日の会議を終わらせていただきたいと思います。

○こども政策推進担当課長

本日はありがとうございました。事務局から2点の連絡です。

まず、本日机上配布している参考1については、非公開資料となっているため、持ち帰らず机上に置いていくようお願いいたします。

次に、次回の本会議ですが、8月5日、15時から、本日と同じ場所、こちらの災害対策本部室にて開催いたしますので、ご調整のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○鈴木会長

それでは、今日の会議はこれで終わらせていただきたいと思います。皆さん、どうもお疲れさまでした。